

## 平成16年12月8日(水曜日)第4回定例会

## 出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊	議員	4番	煤津博士	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大泉愼一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
芳賀友幸	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
斎藤健一	市民課長	有川洋一	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	佐藤昭	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	石川忠則	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
熊谷英昭	管理課長	菊地宏哉	学校教育課長
鈴木英雄	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長
	事務局職員出席者		
片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

議事日程第4号

第4回定例会

平成16年12月8日(水)

予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 議第64号 西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更について
- ” 2 議案説明
- ” 3 質疑
- ” 4 委員会付託
- 休憩
- 再開
- ” 5 認第 3号 平成15年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ” 6 認第 4号 平成15年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 7 認第 5号 平成15年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 8 認第 6号 平成15年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 9 認第 7号 平成15年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 10 認第 8号 平成15年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 11 認第 9号 平成15年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 12 認第10号 平成15年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 13 認第11号 平成15年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- ” 14 議第56号 平成16年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- ” 15 議第57号 平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第1号)
- ” 16 議第58号 平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- ” 17 議第59号 平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- ” 18 議第60号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ” 19 議第61号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
- ” 20 議第62号 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
- ” 21 議第63号 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- ” 22 議第64号 西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更について
- ” 23 請願第11号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書提出に関する請願
- ” 24 請願第12号 年金制度に関する意見書提出方請願
- ” 25 請願第13号 郵政事業民営化に関する意見書提出についての請願

- " 26 請願第14号 WTO・FTA農業交渉に関する意見書の提出を求める請願
  - " 27 請願第15号 「食料・農業・農村基本計画」の見直しに関する意見書の提出を求める請願
  - " 28 請願第16号 西村山地区における中学校教科書採択に関する請願
  - " 29 請願第17号 教育課題解決のための一層の条件整備の推進と、教育基本法の見直しについて慎重審議を求める、国に対して「意見書」の提出を求める請願
  - " 30 陳情第3号 教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書を政府等に提出することを求める陳情
  - " 31 陳情第4号 法務局職員の増員に関する陳情
  - " 32 委員会審査の経過並びに結果報告
    - (1) 総務委員長報告
    - (2) 文教厚生委員長報告
    - (3) 建設経済委員長報告
    - (4) 予算特別委員長報告
    - (5) 決算特別委員長報告
  - " 33 質疑、討論、採決
  - " 34 継続審査案件上程
    - (1) 陳情第2号 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める陳情
  - " 35 委員会審査の経過並びに結果報告
    - (1) 建設経済委員長報告
  - " 36 質疑、討論、採決
  - " 37 議案第10号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書の提出について
  - " 38 議案第11号 郵政事業民営化に関する意見書の提出について
  - " 39 議案第12号 WTO・FTA農業交渉に関する意見書の提出について
  - " 40 議案第13号 「食料・農業・農村基本計画」の見直しに関する意見書の提出について
  - " 41 議案第14号 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書の提出について
  - " 42 議案説明
  - " 43 委員会付託
  - " 44 質疑、討論、採決
- 閉 会

平成16年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

## 第4回定例会日程(その2)

平成16年11月29日(月)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
12月 8日(水)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	追加議案上程、同説明、質 疑、委員会付託	議 場
	本会議休憩中	総務委員会	付託案件審査	第2会議室
	総務委員会 終了後	本 会 議	議案・請願・陳情上程、委 員長報告、質疑・討論・採 決、継続審査案件上程、委 員長報告、質疑・討論・採 決、議会案上程、議案説明 委員会付託、質疑・討論・ 採決、閉会	議 場

## 委員会付託案件表(その2)

委 員 会	付 託 案 件
総務委員会	議第64号

再 開 午前9時47分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、ありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、11月24日及び12月6日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第1、議第64号西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更についてを議題といたします。

議 案 説 明

佐竹敬一議長 日程第2、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第64号西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更について御説明申し上げます。

西村山広域行政事務組合交通災害共済見舞金の支払いを西村山広域行政事務組合に一本化することに伴い、所要の変更をしようとするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。以上です。

質 疑

佐竹敬一議長 日程第3、これより質疑に入ります。

議第64号に対する質疑はありませんか。遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 これは年掛けの共済、交通災害共済のことだとは思いますが、こういうふうにしますと、これまでそれぞれ当該自治体の所管課に届け出をすれば、審査の上、交付になるというふうなことだったんですけども、今度は広域事務組合に一本化されることによって、寒河江の近くの人はいいいんですけども、周辺の自治体の住民は、一々パオに、フローラに出かけてこなければいけないということになるのかなと思いますけれども、そこら辺の配慮はどのようになされておるのかですね、お伺いをしたいと思います。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

鹿間 康企画調整課長 この支払いのあり方について、これまで特にほとんどの市町村は口座振替なんですけれども、河北町だけが現金をしていたというふうなことで、これを取りやめようと、そして総体的にあり方を考えようということで、今回の変更になりまして、で、一本化することによって口座へ振替が可能になったというふうなことで、来年の4月1日から実施しようということになったわけでございます。よろしく申し上げます。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 そうすると、申請はそれぞれの自治体の窓口で受け付けると。そして支払いだけは、口座振替ということで一本化したという意味なんですね。そういう意味というふうに理解していいんでしょうか。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

鹿間 康企画調整課長 そのとおりでございます。（「わかりました」の声あり）

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 委 員 会 付 託

佐竹敬一議長 日程第4、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

### 委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総 務 委 員 会	議第64号

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時52分

---

再 開 午前10時30分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第5、認第3号から日程第31、陳情第4号までの27案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第32、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

## 総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。10番荒木総務委員長。

〔荒木春吉総務委員長 登壇〕

荒木春吉総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、12月3日午前9時30分から市議会第2会議室において委員6名全員出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第60号、議第61号、請願第12号、請願第13号及び陳情第4号の5案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第60号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「組合との協議の経過を伺いたい」との問いがあり、当局から「組合とは2回交渉を持っている。交渉の結果、支給方法について今年度に限り一括支給となります」との答弁がなされました。

委員より「扶養親族は税制上と同じなのか」との問いがあり、当局から「扶養親族については、条例に規定されている扶養親族で、税と同じということではありません。例えば扶養親族の大学生が支給地域以外で生活している場合は該当しないこととなります」との答弁がなされました。

議第60号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号寒河江市都市計画税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、これを終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第12号年金制度に関する意見書提出方請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「前回の請願と趣旨的には同じだが、年金法の実質的な強行採決ということを受けてやり直せということで、その趣旨に沿って意見書を国に上げるということなので、ぜひ採択すべきと思う」との意見がありました。

委員より「前回の請願と同じ趣旨ではないかと思っており、そのときは不採択となっている。今回の年金改革のベースにあるのは、財源問題で、給付と負担のバランスをとったということから、今の段階で最良の年金改革と思っており、請願内容の最低保障年金制度は年金をかけない方にも年金を支給するという一方で、年金をかけない方が出てきて、制度そのものが崩壊しかねない。このような請願の内容には反対の立場です」との意見がありました。

委員より「国民の多くはこの年金制度そのものに対し、大きな不満を持っている。年金にかかわりのないところに流用されている問題など、議論なしに、給付と負担のかかわりの中だけで法案を通していくのはいかかなものか。全体の年金を一本化するような形で将来を見据えた抜本的な改革をすべきだと思う。議論を深めて、不満を少しでも緩和する制度にすべきなので、ぜひ採択して、意見書を提出していただきたい」との意見がありました。

委員より「今回は最低保障年金制度をつくるということになっている。やはり財源の問題に触れていないし、

これまでかけてこなかった方にも年金制度をつくるべきということは、年金をかけている方はどうなるのか。財源的にも不可能と思うし、年金をかけて初めて年金が成り立つという見解から、私はこの請願には反対です」との意見がありました。

委員より「今現在、税収は上がらない。国の予算は厳しいという状況で、最低保障年金制度を導入すれば、どこから財源を持ってくるかという心配がある。国と地方が一緒になって借金の改革をしようとしているときに、借金をふやしてしまうことは反対です」との意見がありました。

委員より「基本は憲法に基づく福祉制度、社会保障制度である。もう1回原点に帰って見直すべきだという基本姿勢に立って見ていくべきなので、こういう意見書を上げて議論を尽くす必要があるので、ぜひ採択してほしい」との意見がありました。

委員より「基本的に今回の請願に反対です。年金制度は互助制度であって、今回の年金制度改革は、給付と負担のバランスのとれた最良だと考えている」との意見がありました。

請願第12号については、ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑、意見を終結し、討論を省略して採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第13号郵政事業民営化に関する意見書提出についての請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「郵政民営化については、経済財政諮問会議が4分野に分割した方が経済的な効果があるとし、閣議決定されている。将来にわたって民営化は進むべきと思っているが、利用者に対しての利便性という視点が今回の民営化で欠けている。利用者の立場に立った中身の請願であり、採択して国の方に意見を申し上げるべきと思うので、採択に賛成します」との意見がありました。

請願第13号については、ほかに質疑、意見もなく、質疑、意見を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第4号法務局職員の増員に関する陳情を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「この陳情書も前に出ている。今行財政改革の中で抑制の方向にある。その中で、法務局だけ増員ということはできないのではないかという感じがする。司法書士や土地家屋調査士の増員なども考えられており、相談業務などはそちらの方で対応できると思う。全体としては増員には反対で、この陳情は不採択と考えます」との意見がありました。

委員より「市議会でも一時採択したことがあり、基本的に毎年出てくるということは、現場は深刻であると思うので、単に書面で判断するだけでなく、現場で調査することも必要ではないか。足を運んで確かめた方がいいと思う」との意見がありました。

委員より「これまでも現地視察をしており、不採択となっているので、現地まで行く必要はないと思う。今、民間企業はリストラしている中にあり、状況的には国家公務員を減少しているときで、社会情勢からかんがみてここだけが増員ということはあり得ないと思うので、今回の陳情に対しては反対の立場です」との意見がありました。

委員から「住民サービスに基本的視点を置かないと、論理がおかしくなる。一律な考え方はあてはまらないのではないかと。行政サービスに携わる方がサービスが低下すると言っているのだから、見たり、聞いたりするのは必要と感じる。継続審査にしていきたい」との意見がありました。

委員から「現場は実際何回か行っている。お客も並んで待っている状況というものないし、その中で業務が進められていると感じている。現場の状況は理解しているので判断できる。民間などいろいろなところで人員削減されている中で、増員は認められないことなので、この陳情は反対の立場です」との意見がありました。

委員から「他人の声に耳を傾ける。実際に足を運び、議会というのは敏感であるべきと思うし、正面から向かっていく姿勢が必要と考える。採択するしない以前の問題だ」との意見がありました。

陳情第4号については、ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑、意見を終結し、討論を省略して採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、本日付託になりました1案件について、本委員会は、12月8日午前9時54分から市議会第2会議室において、委員6名全員出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第64号の1案件であります。

議第64号西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「今回の議決の進め方について、広域議会で議決をしてから参加自治体の意向を確認するやり方の順序でよいのか」との問いがあり、当局から「これまでに倣って、西村山広域行政事務組合の議決後、地方自治法の規定に基づき、各地方公共団体の議会の議決を経るものであります」との答弁がなされました。

議第64号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

最後に訂正します。報告の中で、請願第13号の議題の名称を間違えました。請願第13号郵政事業民営化に関する意見書提出についての請願に訂正願います。

## 文教厚生委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。石川文教厚生委員長。

〔石川忠義文教厚生委員長 登壇〕

石川忠義文教厚生委員長 文教厚生委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、12月3日午前9時30分から議会第4会議室において委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第59号、請願第16号、請願第17号、陳情第3号の4案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第59号平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今年度は国保税の改正はなく、基金を取り崩して対応しているようだが、17年度についてはどのように考えているか」との問いがあり、当局より「基金については、今現在、1億8,200万円ほどの残が見込まれますが、最近の医療費の伸びが非常に大きくなってきており、17年度については、上げざるを得ないのではないかと考えております」との答弁がありました。

委員より「収納率が悪いように思うが、今回の補正は決算段階での収納率を見ながら計上しているのか。また、現在のところの収納率はどのくらいか」との問いがあり、当局より「年度予算として収納率も考慮しながら補正を組んでおります。収納率は現年度分見込みで94.3%程度です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第59号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第16号西村山地区における中学校教科書採択に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、委員から要請があり、紹介議員から補足説明を求め、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より「これまできちんと実施されていることを改めて請願する必要はないのではないか」との意見がありました。

委員より「これは現行制度を続けてさらに今西村山でやっている教科書採択制度を広く市民に周知してほしいということなので、この請願に賛成です」との意見がありました。

また、委員より「今やっていることをわざわざ出す理由がわからない。真意がつかめないので、妥当であるとは判断できない」との意見がありました。

委員より「今後この制度を徹底してもらうためにも必要なことであり、採択すべきと思う」との意見がありました。

途中、休憩を挟み意見交換を行い、審査を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第16号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第17号教育課題解決のための一層の条件整備の推進と、教育基本法の見直しについて慎重審議を求める、国に対して「意見書」の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より「この請願事項の中の「慎重に進めること」とは、どういう意味なのか、教育基本法の改正はするなということなのか、見直しも含めて慎重審議なのか、どちらなのか紹介議員に伺いたい」との意見があり、

紹介議員より「この請願はその両方の意味があると理解しています。見直しについて、すべきかすべきでないかということについては、請願者とは、詰めておりません」との発言がありました。

また、委員より「今教育基本法の改正の必要性についてかなり言われているが、この請願が基本法を変えなければならないということを前提にしてのものかどうかが問題であり、そのところがつかめないのに、賛成できない」との意見がありました。

委員より「教育基本法改正について今いろいろ議論されているが、改正に賛成、反対の二つの議論がある中で、慎重に方向性を決めて議論すべきという趣旨なので、改正に当たってどうするかとの話になったときに、慎重審議してほしいということなので、この請願は採択すべき」との意見がありました。

ほかに御報告するほどの質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第17号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第3号教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書を政府等に提出することを求める陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第3号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 建設経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。11番柏倉建設経済委員長。

〔柏倉信一建設経済委員長 登壇〕

柏倉信一建設経済委員長 建設経済委員会における審査の経過と結果について、御報告申しあげます。

本委員会は、12月3日午前9時30分から議会図書室において委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第57号、議第58号、議第62号、議第63号、請願第11号、請願第14号、請願第15号の7案件であります。

順を追って、審査の内容を申しあげます。

初めに、議第57号平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第57号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第58号平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「下水道台帳整備委託料が20万円の減額で、マンホールポンプ清掃の賃金が20万円の増額は、入札差金が出たためなのか」との問いがあり、当局より「マンホールポンプ6カ所のうちの1カ所が、特に目詰まりや異物混入があり当初予定より費用がかかり、たまたま予算的に合ったということです」との答弁がありました。

委員より「管渠布設工事の箇所について」の問いがあり、当局より「鳥、落衣あたりを予定しています」との答弁がありました。

途中休憩を挟んで意見交換を行い、会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第58号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第62号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第62号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第63号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第63号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第11号地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第11号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第14号WTO・FTA農業交渉に関する意見書の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第14号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第15号「食料・農業・農村基本計画」の見直しに関する意見書の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑等を省略し、討論を省略して採決の結果、請願第15号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

訂正します。先ほど、議第63号に関して、議第62号は全会一致をもってというふうに報告しましたが、議第63号に訂正させていただきます。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番高橋予算特別委員長。

〔高橋秀治予算特別委員長 登壇〕

高橋秀治予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について、御報告を申し上げます。

本委員会は、11月29日午前10時21分から本議場において委員19名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第56号平成16年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）であります。

議第56号を議題とし、議案説明を省略して、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

1. 「市で16年度中に土地購入の契約をしているもので、予算措置になっていないものはどのくらいあるのか」との質疑があり、当局より答弁がなされました。質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日12月8日午前9時30分から本議場において委員19名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと再開いたしました。

議第56号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第56号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 決算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。18番内藤決算特別委員長。

〔内藤 明決算特別委員長 登壇〕

内藤 明決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、12月6日午前9時30分から本議場において委員18名全員出席、当局からは市長初め、助役、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第9号、認第10号及び認第11号の9案件であります。

9案件を一括議題とし、議案説明の後に監査委員報告を受け、質疑、討論、採決に入りました。

最初に、認第3号平成15年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

1．フローラさがえテナントの収入未済額の実態について、1．チェリークア・パークの温泉給湯の使用料について、1．固定資産税免税点の件数と面積について、1．チェリーランド関係の土地代、光熱水費、使用料の歳入額について、1．ごみの減量化対策の経費とその内容について、1．不用品の登録制度のあり方について、1．県議会議員選挙の予備費流用の事由と公営選挙の拡大について、1．住基カードの発行件数と所見について、1．人間ドックの検査項目の拡大について、1．老人福祉センターの温泉配湯管の管理について、1．駅前の土壤汚染の調査状況について、1．花・緑・せせらぎ推進費の予備費流用について、1．最上川ふるさと総合公園の管理委託費について、1．さくらんぼ期間中と年間の市内観光客数について、1．民間委託料の使用者負担分等経費の積算の有無について、1．チェリークア・パーク内における元中国パールの土地にかかる市の支払金利相当額について、1．チェリークア・パークの民活連絡協議会の開催について、1．チェリークア・パーク内の歩道の除雪の維持管理費について、1．熊野川の水質検査について、1．消防施設警鐘台の管理について、1．市指定文化財の保護のあり方について、1．教育費小学校管理費の需用費の不用額について、1．花・緑・せせらぎ推進費委託料の内訳についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第3号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第4号平成15年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第4号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第5号平成15年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第5号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第6号平成15年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第6号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第7号平成15年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第7号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第8号平成15年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第8号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第9号平成15年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

1. 介護保険対象者の待機者の状況についてなどの質問に対し、当局から答弁がなされ、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第9号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第10号平成15年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第10号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第11号平成15年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第11号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第33、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第3号は原案のとおり認定することに決しました。

認第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定することに決しました。

認第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定することに決しました。

認第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。

認第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決しました。

認第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第8号は原案のとおり認定することに決しました。

認第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第9号は原案のとおり認定することに決しました。

認第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第10号は原案のとおり認定することに決しました。

認第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第11号は原案のとおり認定することに決しました。

議第56号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

議第57号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

議第58号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第58号は原案のとおり可決されました。

議第59号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第59号は原案のとおり可決されました。

議第60号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

議第61号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

議第62号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

議第63号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

議第64号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

請願第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第11号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第11号は採択することに決しました。

請願第12号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第12号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択す

ることに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第12号は不採択とすることに決しました。

請願第13号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第13号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第13号は採択することに決しました。

請願第14号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結し、討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第14号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第14号は採択することに決しました。

請願第15号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第15号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第15号は採択することに決しました。

請願第16号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第16号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第16号は不採択とすることに決しました。

請願第17号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第17号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第17号は不採択とすることに決しました。

陳情第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより陳情第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、陳情第3号は不採択とすることに決しました。

陳情第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより陳情第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、陳情第4号は不採択とすることに決しました。

継 続 審 査 案 件 上 程

佐竹敬一議長 日程第34、継続審査案件上程であります。  
陳情第2号を議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第35、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

## 建設経済委員長報告

佐竹敬一議長 建設経済委員長の報告を求めます。11番柏倉建設経済委員長。

〔柏倉信一建設経済委員長 登壇〕

柏倉信一建設経済委員長 建設経済委員会における継続審査案件の審査の経過と結果について、御報告申しあげます。

開会に先立ち、協議会を開催し、意見交換を行い、本委員会を11月25日午前11時32分から議会図書室において、委員7名全員出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されております案件は、さきの9月定例会において継続審査となりました陳情第2号緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める陳情の1案件であります。

陳情第2号を議題とし、陳情書の朗読を省略し、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第2号は全会一致をもって、採択すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における継続審査案件の審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第36、質疑、討論、採決に入ります。

陳情第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、陳情第2号は採択することに決しました。

議 会 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第37、議案第10号から日程第41、議案第14号までの5案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

佐竹敬一議長 日程第42、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号から議案第14号までの5案件については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

## 委 員 会 付 託

佐竹敬一議長 日程第43、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第10号から議会案第14号までの5案件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第44、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会議案第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第10号は原案のとおり可決されました。

議会議案第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第11号は原案のとおり可決されました。

議会議案第12号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第12号は原案のとおり可決されました。

議会議案第13号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時28分

佐竹敬一議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。  
これにて平成16年第4回定例会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでございました。

寒河江市議会議長 佐 竹 敬 一

会議録署名議員 鴨 田 俊 一

同 上 新 宮 征 一